

佐久市文化財保護審議会委員会 会議録

日 時：平成27年2月16日（月）

午後1時30分から

場 所：野沢会館 203会議室

委 員：出席 9名、欠席 1名

傍聴者：なし

1 開 会

2 あいさつ

3 会議内容（事務局説明、質疑、意見等要約）

（1）協議事項

ア 佐久市指定文化財の指定解除について（資料No.1）

教育長から文化財保護審議会会長に佐久市文化財の指定解除について諮問

市指定文化財「キレハエビラシダ」の指定解除について

事務局説明

以前の審議会でキレハエビラシダの指定解除についてご意見をいただき、調査票という形でまとめたものである。（資料1）

DNA 鑑定の結果、エビラシダとイワウサギシダの交雑によって偶然発生した雑種であるという見解が出される。

昨年の10月9日、現地調査を行うが、現地では消滅しており確認ができなかった。

よって、今回指定を解除について諮問をさせていただいた。

会 長 指定解除の経過措置の概要について、何か付け加えることがありますか。

委 員 実際に現物が「無くなった」というのが一番の原因ですが、もしあっても、エビラシダの変種ではなくてエビラシダとイワウサギシダの雑種であるということが調べられたので、存在していても文化財としては解除したほうがよいのではという事です。

委 員 学名は「Kusamae H.Ito」になっているが、この種そのものも消えるということか。

委 員 無くなっており、学会では取り消しになっている。ほかの学名が付いている。

会 長 解除ということで答申したいと思いますがよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

審議の結果、佐久市有形文化財として指定解除することは至当と認めるとの意見の一致

佐久市文化財保護審議会会長から教育長に、「文化財保護審議会において、佐久市有形文化財の指定解除を至当と認めるとの意見の一致をみた。」との答申をいただく。

事務局 今後の予定は、2月20日、今年第2回の教育委員会定例会に議案として上程をし、承認を得て、「解除についての告示」を行う。その告示をもって指定解除ということとなるのでご承知おきください。

（2）報告事項

ア 福王寺絹本着色愛染明王像の県宝指定について（資料No.2）

事務局説明

平成26年4月24日に市の指定文化財に指定され、県宝について県教委と協議を始める。平成26年9月5日に県の文化財保護審議会で県宝の候補として平成27年2月の文化財保護審議会に諮問することとなる。

平成26年12月3日、県教委により現地調査が行われ、平成27年2月6日の文化財保護審議会に指定の諮問することとなる。今後の予定は県の文化財保護審議会による現地調査を行い、平成27年8月に開催予定の文化財保護審議会でも県教委に答申される予定。

委員 保管場所、保管方法、公開の仕方はどのようになるのか

事務局 福王寺で、ほかの物と一緒に保管庫の中で保管することになる。

公開するときには、公開用の大きいケースの中に入れて公開をすること。

常時見ることはできないようであるが、お寺の了解を得れば見ることはできる。

公開の時期、方法等については、県宝に指定される今回の文化財とその他の物を含め、お寺の方で、一度公開する機会は設けたいというお話を伺っている。

なお、標記の「着色」は県宝になると「著色」という字になる。

専門的・学術的には「著」という字を使い「ちやくしょく」と読ませるとのことである。

イ 平成26年度事業報告について（資料No.3）

①旧中込学校の防災修理整備工事について

来年度まで工事を行う。

②史跡龍岡城跡北側稜堡石垣工事

委員 石垣崩落の原因について

事務局 自然崩落である。石垣に流れ込む水の影響や経年劣化によるものと考えられる。

委員（要望）今後、他の所でも落ちることがあり得るので、対応方法を考えてほしい。

③龍岡城の大手橋の欄干と橋板および東通用口木橋の橋板について

事務局 新年度についても危ないところから、橋板4枚程度を順次交換していきたい。

④駒形神社の本殿煙感知器と本殿火災感知器の修理について

⑤北西ノ久保遺跡出土の埴輪の修復

委員 埴輪、修理したのはこれで埴輪は全部ということか。ほかにもまだ修理していない埴輪もあるのか。

事務局 ほぼ形になっているものについて修復を行った。埴輪はほかにも多数あるが、展示をできる状態のものについて修復を行った。

委員（要望）資料室の展示替えの広報について、ホームページのほかにも広くお知らせできる方策等を今後考えていってほしい。

⑥蕨手刀について

⑦皎月原について

⑧平成26年8月実施 指定文化財所在確認調査結果総括表について

委員 指定文化財の中の所有者について「住所地不在のため未確認」とあるが、関係者の確認をお願いします。

事務局 この調査に合わせ、指定文化財をお持ちの方に、必要となる届け出について、例

えば、傷んだ場合・所有者、保管場所が変わった場合などの時は届け出を必要とする旨、文化庁から来た書類を付けて送っている。

会 長 これだけよく保有者が確認かなりできているようであるが。

事務局 「佐久市の文化財」(冊子)を基に作成している。平成21年と最近作成したため、所有者の確認が概ねできている。しかし、今後年月が経過すると所有者の把握も困難になることも予想される。

事務局 平成26年11月7日 文化財パトロールでの意見(まとめ)について報告

ウ 平成27年度事業の予定について(資料No.4)

事務局より説明

委員より古文書の管理、閲覧について、古文書・古民具等の寄贈申し出等に対する意見有

事務局 古文書外については、保管場所に限りがあるため、現場で確認をし、新たなものについては、寄付を受けることもある。

古文書については、佐久市志の資料と離れたものについては寄付を受け、保管していくという方向を取っている。所有者から佐久市で引き受けの依頼があった場合は、無理してでもいただきたいと考えている。

会 長 以上をもって閉会といたします。本日はありがとうございました。

#### 4 閉 会